

令和5年度神奈川県私立高校生等奨学給付金のお知らせ

【新入生対象一部前倒し給付】

- 神奈川県では、私立高校生等の保護者の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、返済不要の「私立高校生等奨学給付金」を支給しています。
 - 令和5年度新入生のうち、希望される方は4月～6月分（年額の4分の1）を前倒しで受給することができます。**7月～翌年3月分（年額の4分の3）も受給を希望される場合は、後日（7月以降）別途申請が必要です（計2回の申請することになります。）**
 - 7月以降受付を開始する通常申請では、1年分を一括給付します。受給要件をご確認いただいた上で、通常申請の要件を満たす場合は、通常申請のみ申請をしていただくことで、1回の申請で支給額を満額受給することができます。**
 - 当制度は、授業料の負担を軽減する「就学支援金」「学費補助金」とは別の制度です。対象となる方は忘れずにご申請ください。
- ※ 保護者…保護者とは、原則親権者をいいます。親権者が不在の場合は、神奈川県又は学校にお問い合わせください。

1 給付を受けることができる方 令和5年4月1日現在で次の要件をすべて満たす世帯

生徒の保護者で、次の(1)～(3)すべての要件に該当する世帯の方

- 令和5年4月1日現在、保護者が神奈川県内に居住していること
 - 保護者等が1人でも海外在住の場合は支給対象外となります。国内単身赴任の場合は、住民票があり、生活の拠点となる都道府県で申請してください。2つの都道府県で申請することはできません。**
- 生活保護（生業扶助）受給世帯または住民税所得割非課税世帯であること。
 - 生活保護（生業扶助）受給世帯（以下「生活保護世帯」という。）の確認は、令和5年4月1日現在※の生業扶助の措置状況がわかる書類で行います。
 - ※ 7月以降の申請は、令和5年7月1日現在の生業扶助の措置状況がわかる書類で確認します。
 - 住民税所得割非課税世帯（以下「非課税世帯」という。）の確認は、令和4年度※の課税証明書等で行います。
 - ※ 7月以降の申請は令和5年度の課税証明書等により確認します。
 - ※ 海外赴任等で日本国内に住所を有しないため非課税である場合は対象外となります。
- 令和5年4月1日現在、生徒が新入生として次の①～⑥のいずれかの学校に在学していること
 - 私立高等学校（全日制、定時制、通信制、専攻科（中等教育学校（後期課程）を含む）のうち大学への編入学基準を満たす課程または国家資格者養成課程を有するもの）
 - 私立中等教育学校後期課程
 - 私立高等専門学校（第1～3学年）
 - 私立専修学校高等課程
 - 私立専修学校の一般課程（国家資格者養成施設の指定を受けている学校）
 - 私立各種学校（外国人学校のうち、高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示で定める学校、国家資格者養成施設の指定を受けている学校）

【ご注意ください！】

生徒が次のいずれかに該当している場合は、「奨学給付金」の対象外です。

- 就学支援金の対象校を卒業又は修了しているなど、就学支援金、学び直し支援金の受給資格がない場合、かつ専攻科支援金の受給資格がない場合
- 特別支援学校の高等部または専攻科に在学する場合
- 生徒が児童福祉施設（母子生活支援施設を除く）に入所している者又は里親に療育されている者等で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合

2 申請期限・提出先

提出期限 **令和5年6月9日（金）まで**
提出先 **事務室窓口（2号棟1階）**

- ・提出期限までに申請できない場合は、ご相談ください。

3 支給時期

令和5年8月中旬頃を予定しています。

- ・申請期限までに申請された場合の支給予定です。
期限までに申請されても書類に不備があった場合は、不支給になることがあります。また期限後に申請された場合は、前倒し給付を行うことができませんので、ご注意ください。
- ・奨学給付金は、申請時に指定された口座に神奈川県から直接振り込まれます。
- ・支給に先立ち、(不)支給決定通知書が神奈川県から送付されます。

4 支給額 世帯区分及び在学する学校の課程により支給額が異なります。「高校生等奨学給付金（一部前倒し給付）給付対象者及び給付額確認シート」を参照してください。

- ・ 対象となる高校生等1人当たりの支給額（4月～6月分）

世帯区分			全日制・定時制	通信制	専攻科
生活保護世帯			13,150円		13,025円
非課税世帯	15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹が	いない	34,400円	13,025円	
		いる	38,000円		

- ・授業料以外の納付金（PTA会費、生徒会費など）に未済がある場合は、奨学給付金を当該未済に充てる旨について、学校長あてに委任状を提出することが必要です。

5 提出書類 提出前に記入漏れや添付書類の漏れがないことを確認してください。

(1) 生活保護世帯・非課税世帯共通

- ① 高校生等奨学給付金受給申請書（第1号様式）
- ② 振込先登録用紙（第2号様式）
※ 振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別（普通口座又は貯蓄口座）、口座番号及び口座名義人（カナ）がわかる部分の通帳のコピー等を貼り付けてください（通帳の表紙の裏に記載されていることが多いです。）。
- ③（該当者のみ）委任状（権限委譲用）※申請者、申請者以外の保護者または対象高校生等の口座以外を振込先口座として指定する場合
- ④（該当者のみ）委任状（未済用）※授業料以外の納付金に未済がある場合

(2) 生活保護世帯の方

- ※専攻科の高校生等を除く。（専攻科の高校生等は「(3) 非課税世帯の方」参照）
- (1)の書類に加えて、令和5年4月1日現在、生業扶助（高等学校等就学費）を受けていることがわかる次の①②の証明書のうちいずれかを提出してください。
- ① 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（第3号様式）
※ 学校または県ホームページから様式を入手し、福祉事務所で証明を受けてください。
- ② 生活保護受給証明書の原本又はコピー
申請の対象となる高校生等について、令和5年4月1日現在、生業扶助が支給されていることが記載されている証明書を福祉事務所で発行してもらってください。

このお知らせを担当のケースワーカーに確認いただき、必要な書類の発行を依頼していただくと手続が円滑に進みます。

(3) 非課税世帯の方

(1)の書類に加えて、次の①～③の書類を提出してください。

- ① 令和4年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が0円（非課税）であることが確認できる次のア～ウのいずれか（保護者全員分の提出が必要）
 - ア 令和4年度市町村民税・県民税 非課税証明書の原本又はコピー
 - イ 令和4年度市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書のコピー
 - ウ 令和4年度市町村民税・県民税 税額決定・納税通知書のコピー
 - 就学支援金申請時に個人番号（マイナンバー）をご登録（入力）していただいている場合は、上記書類の提出を省略し、個人番号を利用して所得割額の確認を行うことが可能です。
 - 詳しくは「非課税世帯の方で個人番号（マイナンバー）を利用される方へ」をご覧ください。
 - ② 対象となる高校生等の健康保険証のコピー※
 - ③ 兄弟姉妹の健康保険証のコピー※（次の条件に該当する場合のみ）
 - 申請者が、令和5年4月1日現在、対象となる高校生等以外に、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の兄弟姉妹(平成12年（2000年）4月3日～平成20年（2008年）4月2日生まれ)を扶養している場合
- ※ 健康保険証のコピーは、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りし、読み取れない状態にして提出してください

非課税世帯の方で個人番号（マイナンバー）を利用される方へ

- 非課税世帯の方は、個人番号（マイナンバー）を利用することで、5(3)に記載の「① 令和4年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が0円（非課税）であることが確認できる書類」の提出を省略することができます。
 - 個人番号（マイナンバー）を利用するためには、就学支援金の申請時に、保護者全員の個人番号（マイナンバー）を登録（入力）している必要があります。
 - 個人番号（マイナンバー）をご利用いただいても税情報が取得できない場合があります。（税の申告を行っていない方など）
- その場合は、あらためて非課税証明書等をご提出いただきますのでご了承ください。

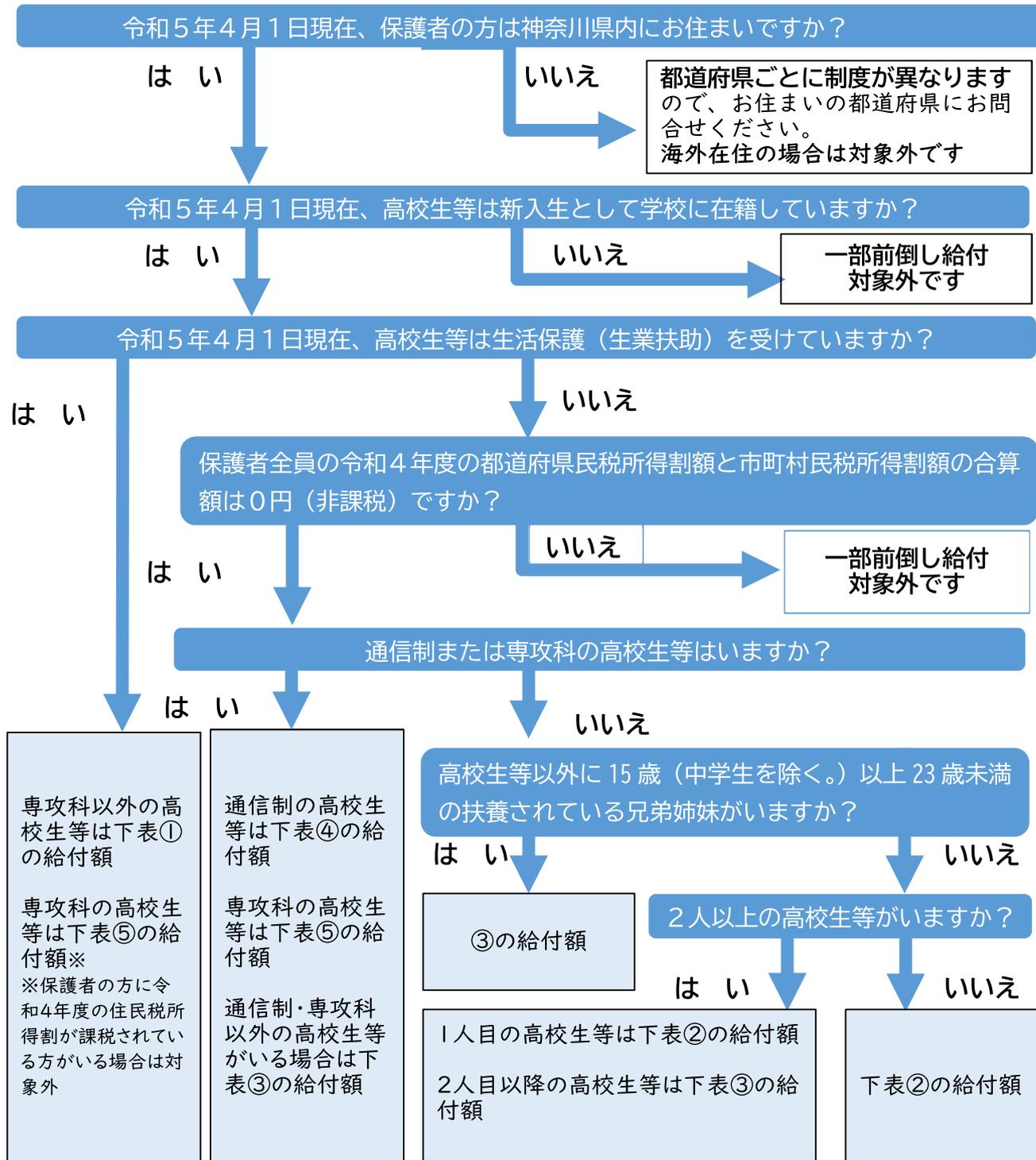
6 問合せ先

麻布大学附属高等学校 事務室

TEL 042-757-2403

【新入生対象一部前倒し給付】

高校生等奨学給付金（一部前倒し給付）給付対象者及び給付額確認シート



※兄弟姉妹が在籍する高校の区分により異なる給付になる場合があります。

給付額 4月1日と7月1日の世帯状況に基づき下記の額を給付します。

世帯状況	4月～6月分	7月～翌年3月分	(参考)年額
① 生活保護世帯（全日制・定時制・通信制）	13,150円	39,450円	52,600円
② 非課税世帯 第1子（全日制・定時制）	34,400円	103,200円	137,600円
③ 非課税世帯 第2子（全日制・定時制）	38,000円	114,000円	152,000円
④ 非課税世帯（通信制）	13,025円	39,075円	52,100円
⑤ 非課税世帯（専攻科）	13,025円	39,075円	52,100円

※世帯の収入状況の変化等により上記の合計と異なる給付になる場合があります。